

大川広域行政組合職員の職務に専念する義務の特例に関する規則

〔平成16年 3月24日〕  
規 則 第 8 号

(目的)

第1条 この規則は、大川広域行政組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和47年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第9号）第2条第3号の規定に基づき、職務に専念する義務の特例について定めるものとする。

(特例)

第2条 職員があらかじめ任命権者（その委任を受けた者を含む。）の承認を得て職務に専念する義務を免除される場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 職員が国又は他の地方公共団体その他の公共団体若しくはその職務と関連を有する公益に関する団体の事業又は事務に従事する場合
- (2) 職員が法令又は条例に基づいて設置された職員の福利厚生を目的とする団体の事業又は事務に従事する場合
- (3) 職員が組合又は組合の機関以外のものの主催する講演会等において組合行政又は学術等に関し、講演等を行う場合。
- (4) 職員がその職務上の教養に資する講演会等を聴講する場合
- (5) 職員がその職務の遂行上必要な試験を受験する場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に管理者が必要と認める場合

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。